

参考様式第29及び参考様式第32の別添3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 10 - 2																		
要綱上の 事業名称	(35) 公共交通環境整備調査事業																		
細要素事業名	災害公営住宅関連周辺交通環境調査事業																		
全体事業費	4,000千円																		
<p>【事業概要】</p> <p>JR仙石線・西塩釜駅の東口周辺地域においては、すでに錦町地区災害公営住宅（40戸）の供用を開始しており、現在、新たに錦町東地区災害公営住宅（70戸）の整備を進めている状況である。</p> <p>本地域は、災害公営住宅整備前（平成26年11月末）まで、305世帯（666人）が居住していたが、災害公営住宅（110戸）の整備により、110世帯（184人）の増加が見込まれる。また、錦町地区災害公営住宅における入居世帯の内訳をみると、65歳以上の方がいる世帯（以下「高齢者世帯」という。）が約8割を占めており、錦町東地区災害公営住宅においても同様に、8割程度の高齢者世帯の入居が想定される。（詳細は下表参照）。</p> <p>当地区の災害公営住宅は西塩釜駅から近い場所に位置し、仙石線を利用した電車移動や市内循環バスでの移動が可能な利便性が良い場所にある。しかし、災害公営住宅の整備に伴う本地域における歩行者や自動車の交通量の増加により、道路の狭隘箇所や交差点部における交通事故の危険性が高まる等の問題が想定されることから、今後は、歩行者や自動車の安心で安全な通行の確保を目的に、本調査結果を踏まえ、必要に応じ路側帯の改良（カラー舗装）、手すりやスロープ等の設置によりバリアフリー化へ対応した整備を見込んでいる。</p> <p>については、災害公営住宅入居者の日常生活の移動円滑化や利便性の向上を図るため、災害公営住宅関連周辺交通環境調査（駅周辺利用者通行調査、アンケート調査、住民意向調査、現況・課題整理等）を実施することにより、課題整理及び問題解決策の検討を行う。</p> <p>【災害公営住宅の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>高齢者世帯</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>錦町地区災害公営住宅</td> <td>40世帯(67人)</td> <td>32世帯(46人)</td> <td>80%(69%)</td> </tr> <tr> <td>錦町東地区災害公営住宅</td> <td>70世帯(117人)</td> <td>56世帯(81人)</td> <td>80%(69%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110世帯(184人)</td> <td>88世帯(127人)</td> <td>80%(69%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（予測値）</p> <p>※錦町東地区災害公営住宅の高齢者世帯数は、錦町地区災害公営住宅の割合を基に算出した数値。 錦町地区災害公営住宅は、平成27年11月末の数値。</p> <p>錦町東地区災害公営住宅整備事業（D-4-10）については、平成28年度内の早期完了を目指して事業が進んでいる。移動円滑化や利便性の向上を図るため、当施設周辺の生活環境の整備を一体的に行う。</p> <p>【経費の内訳】</p> <p>○災害公営住宅関連周辺交通環境調査事業</p> <p>（駅周辺利用者通行調査、アンケート調査、住民意向調査、現況・課題整理等）</p> <p>業務委託費 4,000千円</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>錦町地区災害公営住宅40戸は平成26年末に完成し入居開始済みであり、錦町東地区災害公営住宅は平成28年度早期の完成を目指して事業が進んでいる。新たなコミュニティの発生を地域へ混乱なく定着を図るものである。</p> <p>【東日本大震災の被害との関係】</p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた塩竈市では、住宅が全壊や半壊によって建物を解体した被災者も多く、多くの方々が、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている。このため、市内に420戸の災害公営住宅の整備を計画しており、JR仙石線・西塩釜駅の東口においては、現在2地区の災害公営住宅（錦町地区：40戸、錦町東地区：70戸）の整備を進めている状況である。</p>					全体	高齢者世帯	割合	錦町地区災害公営住宅	40世帯(67人)	32世帯(46人)	80%(69%)	錦町東地区災害公営住宅	70世帯(117人)	56世帯(81人)	80%(69%)	合計	110世帯(184人)	88世帯(127人)	80%(69%)
	全体	高齢者世帯	割合																
錦町地区災害公営住宅	40世帯(67人)	32世帯(46人)	80%(69%)																
錦町東地区災害公営住宅	70世帯(117人)	56世帯(81人)	80%(69%)																
合計	110世帯(184人)	88世帯(127人)	80%(69%)																

※ この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32別添2に記載した細要素事業ごとに作成して下さい。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

事業番号	★ D 16 - 1 - 4
要綱上の事業名称	(39) 地域振興・産業誘致に向けた調査事業
細要素事業名	中心市街地における商業復興に係る調査・計画策定事業
全体事業費	13,000(千円)
<p>【事業概要】 本市では、市民生活を支える商工業の再生・復興について、商店街の機能維持と集客力の向上を図るための施策を実施し、事業の再開支援や新規事業者の誘致等を推進するため、平成23年12月に「塩竈市震災復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定した。 中心市街地である海岸通地区では、復興計画に基づき、震災により被災したまちの復興・にぎわい創出（コンパクトで賑わいのある拠点機能の形成や住居・商業施設等機能の複合化・集約化）を目的とした組合施行による市街地再開発事業（D-16-1）を進めているところ（事業認可：平成27年5月19日）。 海岸通地区（JR本塩釜駅周辺）、JR本塩釜駅から毎年お正月には約45万人の参拝者が訪れる鹽竈（しおがま）神社までの参道周辺の本町地区及び夏には海水浴客でにぎわう桂島等浦戸諸島へ渡るためのフェリーターミナル（マリングレート塩竈）等が所在する港町地区は、平成24年3月に東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する復興推進計画の認定を受けた復興産業集積区域（千賀の浦観光推進産業特区）であり、港湾旅客開運業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店等について税制上の特例措置を設け、産業の復興・にぎわい創出に注力しており、本市の復興・にぎわい創出における重点的な区域として大きな役割を担っている。 については、海岸通地区を含むこれら復興・にぎわい創出における重点的な区域一帯における効果的な商業誘致を行うため、プロモーション活動に必要な「1. 基礎調査（立地環境、商業環境等の分析）」及び「2. 実態調査（被災事業者、再開発組合への聞き取り、地域住民のニーズ調査）」によるマーケティング調査を行い、「3. まちなか再生計画（整備方針と支援策）」を策定する業務を委託するもの。 今後は、当計画を活用しながら事業者に対する周知活動や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用した商業誘致活動を展開する予定である。</p> <p>【事業費内訳】 委託費（平成28年度分） 13,000千円 ・中心市街地における商業復興に係る調査・計画策定業務 1. 基礎調査 2. 実態調査 3. まちなか再生計画策定</p> <p>【スケジュール】 平成28年4月 業務開始 平成28年8月 業務完了、結果報告</p> <p>【関連する基幹事業】 ・事業番号及び事業名 D-16-1「海岸通地区震災復興市街地再開発事業」 ・基幹事業との関連性 上記「事業概要」のとおり。</p> <p>【東日本大震災の被害との関係】 本塩釜駅周辺地区では、津波及び地震により全壊23戸、大規模半壊195戸、半壊54戸と甚大な被害を受け、特に海岸通地区の商店街では、数多くの店舗が被災し、店舗としての再建や商店街としての再建が困難な状況が続いている。 被災し解体された市営立体駐車場が立地していたJR仙石線に接するエリアと、飲食店を含む老朽化した小規模な店舗が密集したエリアが、津波及び地震による著しい被害を受けていることから、個々の再建ではなく、共同化を図ることによる商業拠点性の確保と防災性の向上を図ることが求められる地区となっている。</p> <p>【各種計画上の位置づけ】 「塩竈市震災復興計画」 P13 「6. 復興基本計画」 P23 (3) 産業・経済の復興 P26 ③市民を支える商工業の再生・復興 ■復興の方向性 2. 商店街の機能維持と集客力の向上を図るための施策を実施し、事業の再開支援や新規事業者の誘致を推進します。 ■具体の取組 市街地再開発事業、仮設店舗整備事業等 P27 ④みなとまち塩竈を体感する観光の再生 ■復興の方向性 2. 東北観光の玄関口を担うための周辺市町村との連携を推進するとともに、観光施設の整備を促進します。 ■具体の取組 旅客ターミナル施設災害復旧事業、仙台・宮城デスティネーション復興キャンペーン事業等</p>	

- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。